

令和3年 第1回定例会 開会 令和3年2月17日

閉会 令和3年2月17日

栃木県後期高齢者医療広域連合議会会議録

栃木県後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

招集告示	1
第 1 日 (2月17日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第292条の規定により準用する同法第121条の規定により出席した者の 職氏名	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議の宣告	5
議事日程の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
議案第1号から議案第9号までの上程及び提案理由の説明	6
議案第1号から議案第3号までの質疑、討論	9
議案第1号から議案第3号までの採決	10
議案第4号から議案第8号までの質疑、討論	10
議案第4号から議案第8号までの採決	10
議案第9号の質疑、討論	11
議案第9号の採決	11
閉会の宣告	11
署名議員	12
参考資料	
議案等審議結果一覧表	14

栃木県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和3年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年1月8日

栃木県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 栄一

- 1 期日 令和3年2月17日
- 2 場所 栃木県総合文化センター 特別会議室

令和3年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会

(第 1 日)

令和3年2月17日(水)

令和3年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和3年2月17日（水）午前11時8分開議

議事日程

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 議案第1号から議案第9号までについて

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和2年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第2号 令和3年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第3号 令和3年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第5号 栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
- 議案第6号 栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について
- 議案第7号 栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 損害賠償請求事件の和解について

出席議員（24名）

1番	菅野大造	2番	馬上剛
3番	駒場昭夫	5番	柳収一郎
6番	大川秀子	7番	小堀良江
8番	岡部正英	9番	高橋功
13番	浅野正富	14番	福田洋一
17番	齋藤淳一郎	18番	渡辺美知太郎
19番	吉成伸一	21番	川俣純子
23番	星野光利	24番	大塚朋之
25番	山口文明	26番	入野正明
27番	見目匡	28番	小菅一弥
29番	真瀬宏子	30番	見形和久
31番	加藤公博	33番	福島泰夫

欠席議員（9名）

4番	和泉聡	10番	佐藤信
11番	増渕靖弘	12番	大嶋一生
15番	石坂真一	16番	津久井富雄
20番	花塚隆志	22番	広瀬寿雄
32番	平山幸宏		

地方自治法第292条の規定により準用する同法第121条の規定により出席した者の
職氏名

広域連合長	佐藤栄一	副広域連合長	古口達也
会計管理者	阿久津武	事務局長	石崎金市
総務課長	弓田昌広	管理課長	福田和夫
給付課長	吉野清史		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	眞船稔之	書記	相場弘昭
書記	神永幸枝	書記	小林寛子

開会 午前 11 時 8 分

◎開会及び開議の宣告

○岡部議長 ただいまから、令和 3 年第 1 回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、24 名であります。

日程に入る前に報告いたします。

地方自治法第 121 条の規定に基づく出席要求者は、お手元に配付の名簿のとおりであります。

◎議事日程の報告

○岡部議長 それでは、議事日程の報告に移ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議席の指定

○岡部議長 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、会議の都度、議長において指定することとなっております。

各議員の議席及び議席番号は、ただいま御着席のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○岡部議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

29 番 真瀬宏子議員、30 番 見形和久議員を指名いたします。

◎会期の決定

○岡部議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡部議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号から議案第9号までの上程及び提案理由の説明

○岡部議長 日程第4、議案第1号から議案第9号までについて、一括して議題といたします。

上程議案について、広域連合長の説明を求めます。

○佐藤連合長 それでは、ただいま議題となりました議案第1号から議案第9号までにつきまして、御説明申し上げます。

お手元の議案書を御覧ください。

議案第1号は、「令和2年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」、議案第2号は、「令和3年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」、議案第3号は、「令和3年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第4号は、「栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」、議案第5号は、「栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」、議案第6号は、「栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について」、議案第7号は、「栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第8号は、「栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、議案第9号は、「損害賠償請求事件の和解について」、であります。

詳細につきましては、事務局長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い申し

上げます。

○石崎事務局長 議案第1号から議案第9号までについての詳細について、御説明いたします。

まず、議案第1号について、御説明いたします。

本案は、「令和2年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」について、議会の議決を求めるものです。

内容は、歳入歳出をそれぞれ3,248万円増額し、予算総額を2,193億9,083万4千円とするものです。

主なものとしては、マイナンバーカードの取得促進及び損害賠償請求訴訟の弁護士報酬に要する経費です。

次に、議案第2号について、御説明いたします。

本案は、「令和3年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」、議会の議決を求めるものです。

令和3年度当初予算書を御覧ください。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算ですが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億1,844万9千円とするものです。

第2条の一時借入金ですが、借入の最高額を1,000万円とするものです。

主な内容を御説明いたします。

2ページをお開きください。

歳入予算については、1款の分担金及び負担金に、市町からの事務費負担金として1億1,679万6千円を計上しています。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出予算については、2款の総務費に、事務局の運営費等として1億1,602万4千円を計上しています。

次に、議案第3号について、御説明いたします。

本案は、「令和3年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」、議会の議決を求めるものです。

当初予算書の10ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算ですが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,187億8,420万3千円とするものです。

第2条の一時借入金ですが、借入の最高額を1か月分の保険給付費に相当する170億円とするものです。

第3条の歳出予算の流用についてですが、これは、2款の保険給付費について、予算額に過不足が生じた場合に同一款内で各項間の流用ができるようにしようとするものです。

主な内容を御説明いたします。

11ページを御覧ください。

歳入予算については、1款の分担金及び負担金に、市町からの事務費負担金、保険料負担金等として398億5,978万2千円、2款の国庫支出金に、療養の給付等に要する経費に係る国の法定負担分等として、712億3,281万3千円、3款の県支出金に、療養の給付等に要する経費に係る県の法定負担分等として、181億1,257万円、4款の支払基金交付金に、現役世代からの支援金である後期高齢者交付金として876億4,025万7千円を計上するものです。

続いて、12ページを御覧ください。

歳出予算については、1款の総務費に、保険給付に係る事務的経費及び賦課徴収に係る経費として6億7,300万8千円、2款の保険給付費に、医療機関等に支払う療養給付費等として2,166億7,225万8千円、5款の保健事業費に、健康診査や医療費適正化などに係る経費等として12億311万円を計上するものです。

次に、議案第4号及び議案第5号について、御説明いたします。

議案第4号は、「栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」、議案第5号は、「栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」、議会の議決を求めるものです。

内容は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正により、個人情報の定義が明確化されたことなどから、所要の改正を行うものです。

次に、議案第6号について、御説明いたします。

本案は、「栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について」、議会の議決を求めるものです。

内容は、令和元年7月1日より、「工業標準化法」が「産業標準化法」に改正され、「日本工業規格」が「日本産業規格」となったことから、名称変更に対応するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第7号について、御説明いたします。

本案は、「栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議会の議決を求めるものです。

内容は、県職員等の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末手当について、支給月数を引き下げるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第8号について、御説明いたします。

本案は、「栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、議会の議決を求めるものです。

内容は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の均等割額軽減に係る基準額の見直しなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第9号について、御説明いたします。

本案は、「損害賠償請求事件の和解について」、議会の議決を求めるものです。

内容は、平成30年11月に、当広域連合が提起した損害賠償請求事件について、宇都宮地方裁判所から和解の提案があり、被告ら4者が、訴訟物の価額の全額について、支払い義務があることを認め、これを支払う内容であることから、和解をしようとするものです。

説明は以上です。

◎議案第1号から議案第3号までの質疑、討論

○岡部議長 説明が終わりました。

まず、議案第1号から議案第3号までについて、一括して質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

[挙手なし]

○岡部議長 質疑なしと認めます。

○岡部議長 次に、討論を行います。

議案第1号から議案第3号までについて、一括して討論を行います。

討論のある方は、挙手を願います。

[挙手なし]

○岡部議長 討論なしと認めます。

◎議案第1号から議案第3号までの採決

○岡部議長 それでは、議案第1号から議案第3号までについて、一括して採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡部議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号から議案第3号までについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号から議案第8号までの質疑、討論

○岡部議長 次に、議案第4号から議案第8号までについて、一括して質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

〔挙手なし〕

○岡部議長 質疑なしと認めます。

○岡部議長 次に、討論を行います。

議案第4号から議案第8号までについて、一括して討論を行います。

討論のある方は、挙手を願います。

〔挙手なし〕

○岡部議長 討論なしと認めます。

◎議案第4号から議案第8号までの採決

○岡部議長 それでは、議案第4号から議案第8号までについて、一括して採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○岡部議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号から議案第8号までについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論

○岡部議長 次に、議案第9号について、質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。

[挙手なし]

○岡部議長 質疑なしと認めます。

○岡部議長 次に、議案第9号について、討論を行います。

討論のある方は、挙手を願います。

[挙手なし]

○岡部議長 討論なしと認めます。

◎議案第9号の採決

○岡部議長 それでは、議案第9号について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○岡部議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○岡部議長 以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

お疲れ様でした。

閉会 午前11時21分

栃木県後期高齢者医療広域連合議会

議 長

岡 部 正 英

署 名 議 員

真 瀬 宏 子

署 名 議 員

見 形 和 久

参 考 资 料

令和3年第1回栃木県後期高齢者医療広域連合議会定例会審議結果

【会期 令和3年2月17日（水）1日間】

事件番号	件名	審議結果
議案第1号	令和2年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第2号	令和3年度栃木県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	原案可決
議案第3号	令和3年度栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第4号	栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	原案可決
議案第5号	栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	原案可決
議案第6号	栃木県後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例の一部改正について	原案可決
議案第7号	栃木県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第8号	栃木県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第9号	損害賠償請求事件の和解について	原案可決